

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あじさいの里

三 代表者の氏名

川 本 泰 廣

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 神奈川県津久井郡城山町向原二丁目五番十六号

（変更後） 埼玉県入間市豊岡四丁目四番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、共生の原理に則り、市民参加と相互扶助の精神のもと、老若男女を問わず平和で豊かな社会生活を目指すため、高齢者に対して健康作り、生き甲斐作り等の介護に関する事業、インターネット等を利用した介護福祉に関する相談会および情報提供サービス等を行い、高齢社会における地域社会の活性化と文化的で健康的な市民社会を構築するための老人福祉に寄与することを目的とする。